

岩手県監査委員告示第39号

行政監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第13号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査テーマ

「高額物品の使用状況について」

2 監査委員告示

平成26年3月4日付け岩手県監査委員告示第13号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

平成26年3月28日

4 措置結果の内容

(1) 改善を要する事項について

ア 物品の管理について

県立美術館に保管してある油彩等重要物品管理表への登録が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい（生涯学習文化課13件、スポーツ健康課、一戸高等学校各1件）。

イ 物品に係る定期点検費用について

高等学校の授業で使用している電子顕微鏡の保守点検整備業務委託契約に当たり、委託業務の内容を示す仕様書が契約書に添付されていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい（黒沢尻工業高等学校）。

(2) 措置を講じた事項

ア 物品の管理について

物品の管理については、平成26年3月26日に重要物品登録を行った。今後は重要物品管理表と現況との照合を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

イ 物品に係る定期点検費用について

物品の定期点検費用については、今後は契約書に添付する書類の確認を徹底し、再発を防ぐこととした。